

守成立川テニス部 会員規約

本規約は、守成立川テニス部（以下「本部」という）の円滑かつ健全な運営を図るため、会員の権利・義務および活動内容を定めるものである。

第1条（名称・目的）

1. 本部は「守成立川テニス部」と称する。
2. 本部はスポーツ交流を通じて、守成立川のみならず各地域の守成クラブ会員同士の親睦を深め、信頼関係を築き、さらにはビジネスの発展へと繋げることを目的とする。

第2条（会員資格）

1. 本部の会員は、原則として守成クラブ会員とする。
2. 年齢、性別、居住地の制限は設けない。
3. 会員本人以外（友人・家族等）の参加は認めない。
4. 伝染病等により、他の会員に著しい迷惑を及ぼす恐れがある場合は入会を認めない。

第3条（入会・退会）

1. 入会希望者は、部長および副部長による面談を経て入会を認められるものとする。
2. 会員が退会を希望する場合は、部長または副部長にその旨を届け出るものとする。
3. やむを得ない場合を除き、3回連続で出欠の連絡をしなかった場合は、自動的に退会扱いとする。
4. 無断で参加キャンセルを2回行った場合、その時点で強制退会とする。
5. 必要に応じて休会を認める場合がある。

第4条（会費・参加費）

1. 年会費は徴収しない。
2. 練習参加費は、コート使用料およびボール代金を合算した金額を参加人数で割った額とする。
3. 別途必要な費用を徴収する場合がある。
4. 見学は一部認めるが、その場合も参加費の半額を徴収する。

第5条（活動日・開催場所）

1. 活動日は原則として毎月1日、19時から21時とする。
2. 開催場所は現状立川市内とするが、会場の確保状況により変更する場合がある。
3. 参加人数（見学者を除く）は基本4名以上とする。ダブルスができない人数となった場合は、開催を中止する場合がある。

第6条（役員）

1. 本部の運営を担う役員は以下の通りとする。
・部長：中央フラワー代表 今野

- ・副部長：合同会社龍二企画 二山泰弘
- 2. 役員は会員を代表し、本部の運営方針決定、会員管理、会計処理、活動全般を統括する。

第7条（禁止事項）

- 会員は以下の行為を行ってはならない。
- 1. テニス活動に非協力的または妨害的な行為
 - 2. 会員や関係者への誹謗中傷、差別的言動
 - 3. 営利活動、営業行為、勧誘行為
 - 4. 異性との出会い・ナンパ目的の参加
 - 5. セクシャルハラスメント、その他迷惑行為

第8条（免責事項）

- 1. 本部活動中に発生した事故やケガ、または第三者への損害について、本部は一切の責任を負わない。
- 2. 会員は自己責任において体調管理およびケガ防止に努めるものとする。

第9条（個人情報の保護）

- 1. 本部は会員の個人情報を適切に管理し、管理者の許可なく外部に公開してはならない。
- 2. 個人情報は、本部の運営目的以外に使用してはならない。

第10条（規約の発効）

本規約は2025年9月8日より発効する。

以上

守成立川テニス部
部長 中央フラー代表 今野
副部長 合同会社龍二企画 二山泰弘